

議 第 2 8 号

介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

本市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項及び第11条において」を削り、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「令和2年度における」を削る。

第11条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第23条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含

まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市介護保険条例（平成12年3月21日条例第20号）

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p><b>第8条</b> 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 85,400円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 92,500円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 106,800円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,800円とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p><b>第8条</b> 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 85,400円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項及び第11条において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 92,500円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 106,800円</p> <p>ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,800円とする。</p>



改正後	改正前
<p>10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、<u>租税特別措置法</u>とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p>	